

公立大学法人埼玉県立大学役員規則

平成30年7月1日
規則第36号

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、役員に関しては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の法令及び法人の諸規則等の定めるところによる。

（責務）

第2条 役員は、法人の使命及びその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

（服務）

第3条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 役員は、その在任中において次に掲げる行為を行ってはならない。

一 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。

二 任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 前項第2号の規定は、非常勤の役員には適用しない。

（倫理）

第4条 役員の職務に関する倫理の保持に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学職員倫理規程（平成22年規程第23号）を準用する。

（懲戒）

第5条 理事長は、副理事長及び理事がこの規程に違反し、又は役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該副理事長及び理事に対し懲戒の処分を行うことができる。

2 懲戒の種類については、解雇を解任と読み替えて、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第46条の規定を準用する。

3 理事長は、懲戒を行うにあたっては、解雇を解任と読み替えて、公立大学法人埼玉県立大学職員の懲戒に関する規程（平成22年規程第15号）に準じて、その処分量定を決定するものとする。

4 懲戒による減給となった役員に対する給与の減額方法については、就業規則第46条の規定を準用する。

（解任に係る弁明機会）

第6条 理事長は、地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長及び理事を解任するときは、当該副理事長及び理事に弁明の機会を付与しなければならない。

（雑則）

第7条 理事長は、特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると認める場合は、別段の取扱いをすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。